

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行います。

平成二十一年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 被聴聞者 奈良市宝来一丁目八番一号

宝来住宅開発株式会社

代表取締役 橋口 洋基

二 聴聞の日時 平成二十一年十二月二十五日 午前十時

三 聴聞の場所 奈良市登大路町一二番地

奈良県北分庁舎 第一一会議室